

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

公的年金等にかかる令和7年度税制改正の主な内容は以下のとおりです。
(原則として令和7年12月1日施行、令和7年分以後の所得税について適用)

所得税の「基礎控除」や
「給与所得控除」に
関する見直し、
「特定親族特別控除」の
創設が行われました

1 令和7年分の源泉徴収における取扱い

所得税の基礎控除の見直しにより、公的年金の源泉徴収の対象とならない年金額が、現行の158万円未満から205万円未満に引き上げられました(65歳未満は現行の108万円未満から155万円未満に引上げ)。

このことにより、令和7年分の公的年金等の源泉徴収において、改正後の基礎的控除額(注1)を用いて計算した1年分の税額と、すでに源泉徴収した税額との精算を行い、還付すべき金額が生じた場合は、**令和7年12月定期支給時にその差額を還付することになりました**。(注2)

受給者の年齢	(注1)改正後の基礎的控除額 (令和7年12月の精算時)	改正前の基礎的控除額 (令和7年2月定期から10月定期までの年金支払い時)
65歳以上	公的年金等の月割額 × 25% + 100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)	公的年金等の月割額 × 25% + 65,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
65歳未満	公的年金等の月割額 × 25% + 100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)	公的年金等の月割額 × 25% + 65,000円 (90,000円未満となる場合は、90,000円)

(注2) 令和7年分の合計所得金額が88万円超132万円以下になる方や、年の途中から公的年金等を受給した方は、確定申告することにより還付を受けられる場合があります。

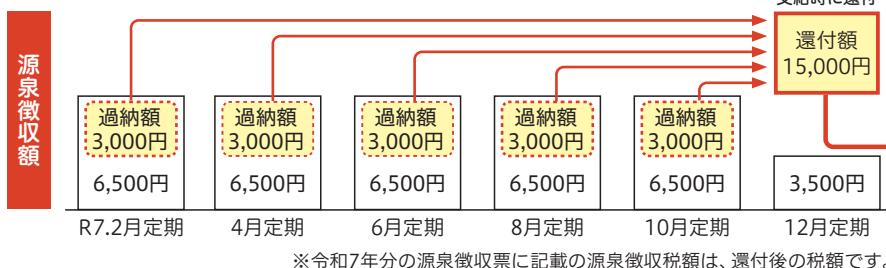
■ 令和7年分の源泉徴収と令和7年12月定期支給時の還付イメージ(一例)

令和7年2月定期から10月定期までの源泉徴収税額が6,500円、
再計算した源泉徴収税額が3,500円、過納(精算)額が3,000円となる場合

還付額は、12月定期支給の年金支払通知書の「還付・追徴税額」に記載しています。

■ 年金支払通知書のイメージ

年金種類	コード	退職共済年金	1170
一期額		300,000円	
所得税額		-3,500円	「加算・控除額」と表示される場合もあります。
還付・追徴税額		15,000円	
差引支給額		¥311,500※	
金融機関		三井	
店舗		スルガダイ	



2 扶養親族等の所得要件の引上げ

所得税の基礎控除の見直しにともない、扶養控除等の対象となる所得要件が10万円引き上げられました。

令和7年分の所得税において、改正後の要件を満たし、扶養控除等の適用を受ける場合は、確定申告をする必要があります。

区分	改正後の所得要件	改正前の所得要件
同一生計配偶者・扶養親族	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 95万円以下	48万円超 95万円以下

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等の詳細は、国税庁のホームページ
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)をご覧ください。



3 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族(居住者と生計を一にする19歳から23歳未満の親族)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人)を有する場合、その居住者の総所得金額等から、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて一定の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

令和7年分の所得税において、特定親族特別控除の適用を受ける場合は、確定申告をする必要があります。

4 公的年金等にかかる基礎的控除額の改正

令和8年分以後の公的年金等にかかる源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が改正されました。

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等については、当共済組合ホームページに掲載しています。

□ トップページ → 年金受給者(待機者)向け手続き
→ 年金Q & A → 証明書等について(源泉徴収票、扶養親族等申告書、年金支払通知書)



確定申告のご案内

期間 令和8年2月16日(月)から令和8年3月16日(月)まで

公的年金は年末調整が行われませんので、年金以外の収入があること等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行うことになります。

下の表は、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性がある代表的な例です。

● 年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある方

例 令和7年度税制改正により、扶養親族等の要件を満たすことになった親族がいる方

- ▶ 詳細は、3ページの 2 扶養親族等の所得要件の引上げ、上記の 3 特定親族特別控除の創設 をご覧ください。
- ・社会保険料(介護保険料、国民健康保険料(税)など)を年金からの徴収ではなく、個人で納付された方
- ・一定額以上の医療費を支払った方
- ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などを支払った方
- ・扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがいる方 など

● 65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、老齢基礎年金ではなく、障害基礎年金を受給している方

● 老齢基礎年金の継下げを希望し、受給していない方

● 年の途中から年金を受給している方

確定申告を省略できる方

令和7年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略することができます。

上記に当てはまる方であっても、所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。



確定申告を省略した場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります
住民税に関する詳細は、令和8年1月1日時点でお住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

確定申告に関する詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)で確定申告を行う方へ

公的年金等の源泉徴収票(令和7年分)の電子交付は、令和8年1月下旬受付開始予定です。

詳しくは当共済組合ホームページをご覧ください。

□ トップページ → 年金受給者(待機者)向け手続き

→ 年金Q & A → 証明書等について(源泉徴収票、扶養親族等申告書、年金支払通知書)

